様式第1号（第6条関係）

年　　月　　日

身延町長　　　　　　　　　様

（申請者）

　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

移住支援金申請書

　身延町移住支援金の交付を受けたいので、移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業における身延町移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住　所 | 〒 |
| メールアドレス |  | 電話番号 |  |

2　支援金区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯の別（○で囲む） | 単身　・　世帯 | 世帯の場合、その人数（申請者は除いた人数） | 人 |
| 移住支援金の種類（○で囲む） | 就業・起業・ﾃﾚﾜｰｸ | 上記家族のうち18歳未満の者の人数 | 　　人 |

3　申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 支援金の申請額 | 　　　　　　　　　　　円 |

4　確認事項

（該当する項目に○を付けてください。なお、各項目のうち「いいえ」に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日から5年以上継続して、身延町に居住する意思があります。 | はい　・　いいえ |
| 申請日から5年以上継続して、就業先の法人に勤務する意思があります。（就業の場合） | はい　・　いいえ |
| 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と3親等以内の親族に該当しません。（就業の場合） | はい　・　いいえ |
| 町への移住は自己の意思であり、所属からの命令ではありません。（テレワークの場合） | はい　・　いいえ |
| 別紙1「身延町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約します。 | はい　・　いいえ |
| 別紙2「身延町移住支援金の交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について承認します。 | はい　・　いいえ |

5　移住元の住所

|  |
| --- |
| 〒 |

6　東京23区への在勤履歴として、5年以上の在勤履歴を記載してください。

（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 在勤期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合は、補助金の支給対象となりません。

７　移住後の勤務状況（テレワークによる移住者のみ）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度　/　行くことはない　/　その他（　　　　　　　　　　） |

8　添付書類

（1）　写真付き身分証明書の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公

的証明書の写し）

（2）　就業先の就業証明書（就業又はテレワークに係る要件に該当する場合）（様式第2号又は様式第2号の2）

（3）　移住元での就業証明書等（移住元の要件が東京23区以外の東京圏（条

件不利地域を除く。）の地域から東京23区に通勤していた者であって雇

用保険の被保険者に該当する場合）

（4）　移住元での開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（移住元の

要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から東京

23区に通勤していた者であって法人経営者又は個人事業主に該当する

場合）

（5）　住民票（申請日から3箇月以内に発行されたものであって、世帯に係る

申請を行う場合は、世帯全員の住民票）

（6）　申請者に係る移住元の住民票の除票

（7）　山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し（起業に係る要件

に該当する場合）

（8）　申請年度及びその前年度における市区町村民税の納税証明書（申請日から3箇月以内に発行されたものであって、世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員（18歳以上の者に限る。）のもの。）

（9）　その他町長が必要と認める書類

（別紙1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1　次に掲げる項目に該当する場合には、移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業における身延町移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

1. 全額の返還

・虚偽その他不正な行為により移住支援金の交付を受けた場合

・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

・移住支援金の申請日から3年未満の間に身延町から転出した場合

1. 半額の返還

・移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に身延町から転出した場合

2　移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業における身延町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づく報告及び立入調査について、身延町から求められた場合には、それに応じます。

（別紙2）

移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

山梨県及び身延町は、身延町移住支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のため利用します。

　また、山梨県及び身延町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に対して提供し、又は確認する場合があります。